

○中村学園大学大学院長期履修学生に関する規程

平成18年4月1日

制定

(趣旨)

第1条 本規程は、中村学園大学大学院学則(以下「大学院学則」という)第6条第1項及び第2項の規定に基づき、通常の修業年限(修士課程又は博士前期課程にあつては2年、博士後期課程にあつては3年)を超える修業年限が認められた学生(以下「長期履修学生」という)に関する事項を定めるものとする。

(長期履修学生を志願できる者)

第2条 長期履修学生を志願できる者は、次の各号いずれかに該当する者で、標準修業年限内の修学が困難な者とする。

- (1) 職業を有し就業している者又は見込の者。職種や勤務形態は問わない。(単発的な臨時雇用は除く。)
- (2) 家事・育児・介護等の事情を有している者。
- (3) その他、研究科長が相当と認めた者。

ただし、修士課程又は博士前期課程においては第2年次、博士後期課程においては第3年次に在学する者は、志願することができない。また、教育学研究科修士課程(社会人1年制)により入学した者は志願することができない。

(申請の時期)

第3条 長期履修学生を志願する者は、予め必要な書類を次の各号に定める期間内に提出するものとする。

- (1) 新入生が第1年次から希望する場合、入学前の2月1日から2月末日まで
ただし、2次試験及び外国人留学生特別選考合格者については、3月5日までとする
- (2) 在学する者が次年次から希望する場合、前年度の2月1日から2月末日まで

(申請の許可)

第4条 前条の申請に対しては、研究科委員会の議を経て、学長が許可する。

(長期履修期間)

第5条 長期履修期間は、次のとおりとする。

- (1) 修士課程又は博士前期課程は、入学から通算して3年間とする。
- (2) 博士後期課程は、入学から通算して4年間又は5年間とする。

(長期履修学生の在学できる期間)

第6条 長期履修学生の在学年限は、大学院学則第6条第2項の規定にかかわらず、次の期間とする。

(1) 修士課程又は博士前期課程にあつては、5年間とする。

(2) 博士後期課程にあつては、4年間の場合は7年間、5年間の場合は8年間とする。

(授業等納付金)

第7条 長期履修期間の授業料等納付金は、標準履修期間の総額と同額とし、原則として長期履修年数で分割して納入するものとする。

(長期履修期間の延長又は短縮)

第8条 長期履修期間は、理由が適切と認められた場合は、延長又は短縮することがある。

この場合、分割して納入する授業料等納付金も変更する。

(1年間に修得できる単位数)

第9条 長期履修学生が1年間に履修登録できる単位数は20単位を上限とする。

(その他)

第10条 その他、本規程に関して必要な事項が生じたときは、関係者で協議の上決定する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。